

別紙14 自由提案事業等に係る使用料等の取扱いについて

事業者が自由提案事業及び利便施設運營業務を実施する場合には、行政財産の貸付料又は使用料を県に支払うこと。

なお、貸付料及び使用料の算定方法は以下のとおりとする。

事業区分		料金区分	算定方法（年額）
1	自由提案事業	自由提案施設を本施設とは独立して整備し、付帯事業を実施する場合	貸付料 (土地の貸付) $194,000(\text{円}/\text{m}^2) \times \text{貸付面積} \times 6/100$
2		自由提案施設を本施設と一体のものとして整備し、付帯事業を実施する場合	貸付料 (建物の貸付) $232,400(\text{円}/\text{m}^2) \times \text{貸付面積} \times 9/100$
3	利便施設運營業務	利便施設を本施設とは独立して整備する場合	使用料 (土地の使用許可) $194,000(\text{円}/\text{m}^2) \times \text{貸付面積} \times 5/100$
4		利便施設を本施設と一体のものとして整備する場合	使用料 (建物の使用許可) $232,400(\text{円}/\text{m}^2) \times \text{貸付面積} \times 8/100$

※ 1～4の各項目について、県が支出する経費相当額（消費税含む）を加える

※ 算定方法（年額）の平米単価は、現時点での参考値であり、今後見直しを行う場合がある。